広域型特別養護老人ホーム　〔増床〕

施設整備審査協議書兼誓約書作成についての説明事項

１　提出書類について

（１）次のファイルを作成して、提出してください。

ア　施設整備審査協議書兼誓約書ファイル（正本１部・副本 12 部・CD 又は DVD1 枚）

イ　別ファイル（正本１部・副本１部）

（２）提出ファイルについて

ア　施設整備審査協議書兼誓約書（以下「協議書等」という。）提出書類のデータ（Word、Excel、PDF）を CD 又は DVD に保存し、１枚提出してください。

イ　提出書類一式をフラットファイル（A４版・縦長・左２か所穴あけ）に綴ってください。フラットファイルには目次を付け、チェックリストを添付した上で、チェックリストの順に書類をファイリングしてください。

ウ　チェックリストの順に書類を整理し、チェックリストの応募者欄の“□”にチェック（☑ ）を付けて提出してください（該当のない書類は、“□”に“斜線（／）”を入れてください）。

エ　提出書類ごとに中表紙をつけ、チェックナンバー及び書類名を記載したインデックスを貼り付けてください。（書類名が長いものは適宜省略してください。）

オ　A4 より大きい書類は、A４に折り込んでください。

カ　各ページ下の中央部に、ファイルごとに通番でページ番号をつけてください。（A4 より大きいページは折り返したページの下の中央部にページ番号をつけてください。）

キ　提出用のフラットファイルは表紙および背表紙に、法人名およびファイルの種類（協議書等（正・副）か別ファイル（正・副）か）を記入してください。応募者用の控をとっておいてください。

２　提出書類の作成について

（１）「施設整備審査協議書兼誓約書　広域型特別養護老人ホーム〔増床〕」について

ア　申請者は法人代表者としてください。

イ　印鑑については、法人代表者印とします。なお、各証明書類に原本証明を行う際も、同じものを用いてください。

（２）協議書の記入方法について

ア　「２　増床数」について

（ア）「定員に対する稼働率」「平均利用日数」は令和４年 11 月から令和５年 10 月までの月平均を記入してください。

（イ）「長期（30 日超）利用者数」は令和５年 11 月１日現在の利用者数を記載してください。

イ　「４　社会福祉法人の概要」について

「第三者評価受審」欄は令和５年 11 月１日時点で、すでに受審し受審結果を公表している場合に、直近の“受審年月日”を記入してください。なお、受審結果を公表していない場合は、記入不要です。

ウ　「５　地域における貢献度」について

例示の事業を行っている場合は該当項目をチェックし、“その他”の事業等があれば具体的に記載してください。

エ　「６　整備施設の概要」について

（ア）「（1）建物の概要」については、転換後の広域型特養の建物概要を記入してください。

（イ）「（２）勤務体制（予定）」の添付書類「勤務形態一覧表」については、増床後、広域型特養全体（ショートステイを併設する場合はショートステイも）の職員配置が分かるように作成してください（ユニット型の場合はユニットごとの配置が分かるよう作成。）。

また、ショートステイ以外の居宅サービス事業所等の勤務形態一覧表は、広域型特養・ショートステイの勤務形態一覧表と分けて作成してください。なお、この勤務形態一覧表の人数と、「９資金計画」の添付書類である「資金収支見込書」の人件費の積算に係る職員配置については整合が図られている必要があります（例えば、介護保険料収入として加算等を計上する場合は、当該加算に応じた人員体制が必要であり、また、その人員体制に応じた人件費の積算が必要ということになります。）。

（ウ）「（３）利用料金」については、「居住費」「食費」「日常生活費・その他」の費用について記入してください。また、その費用についての考え方（積算根拠等）についても記入してください（別紙でも可）。特に、転換部分と既設部分で料金に差がある場合は、その理由を記入してください。特別な室料・特別な食事について該当がある場合は、記入してください。

（エ）「（４）協力病院等」については、現在の協力病院名等を記入してください。

オ　「7　用地の状況等」について

事業計画地のすべての筆について、所在地等を記入してください。

カ　「9 資金計画」について

（ア）　「資金収支見込書（介護保険料収入、利用料収入、人件費支出積算資料を含むもの。）」を５年分作成し、提出してください。

（イ）　介護保険料収入の積算資料は、稼働率、要介護度別の入所者数、算定する加算等を要素に積算し作成してください。算定する加算は、各法人の任意とします。なお、介護保険料収入については、実際の収入が２か月遅れることから、その内容を反映した積算資料・賃金収支見込としてください。

（ウ）　利用料収入の積算資料は、介護保険料収入で見込む稼働率・入所者数や、設定する居住費（滞在費）と整合を取り、作成してください。

（エ）　人件費支出については、職種別、勤務形態（常勤・非常勤）別で給与、賞与、諸手当、法定福利費、退職共済掛金、退職金を見込んで算定してください。また、加算を算定する場合、要件を満たす職員配置で算定してください。

キ　「10　施設運営方針等」について

施設運営方針等については、（１）職員関係、（２）施設運営全般について、項目ごとに、法人の考え方等についてできる限り具体的に記すようにしてください（具体性に欠ける記述は評価されない場合があります。）。

既存広域型特養の運営状況、または他の介護保険施設や事業所を運営している場合は当該施設、事業所における状況を示しながら、今後の運営について具体的に記入してください。当該項目に記入した内容については、施設の運営において必ず実施を求めることとなるため、現実的に実施可能な内容について記載してください。

（ア） 職員関係

ａ　職員の採用の方針・計画について

どのような職員をどのような計画に基づいて採用しているかについて記載してください。また、今回の増床整備に伴い、介護職員や看護職員を採用する必要がある場合は、具体的な確保方法、及びその根拠について記載してください。

ｂ　職員を定着させるための工夫等について

給与・賞与等勤務条件を含め、職員の定着の実現に向けた方策等について記載してください。また、現状における定着の状況や勤務条件等について、具体的に記載してください。

（イ） 施設運営全般

ａ 増床整備で入所者処遇が向上する点について

今回の増床整備により入所者の介護に関する法人としての考え方、取組み、具体的なケアの方策等、処遇の向上に向けて意図している点、及び既入所者についても処遇が向上すると考えられる点等があれば記載してください。

ｂ ターミナルケアへの考え方について

施設でターミナルケアの提供にあたり、どのような人員体制を採る予定であるか、また、職員の研修等どのように進めていく予定であるか、記載してください。既設広域型特養では、ターミナルケアにつきどのような取り組みを実施しているかも記載してください。

ｃ 入所者の利益の保護のための取り組みについて

入所者の権利利益の保護や苦情解決等に向けて具体的に取組んでいる施策等について記載してください。また、入所者の預かり金に対する施策について記載してください。

ｄ 身体的拘束を行わないための取り組みについて

身体的拘束についてどのように考えているか、及び、身体的拘束を行わない取り組みとして、具体的にどのようなことを行っているかについて記載してください。

ｅ 高齢者虐待の防止策について

施設等における高齢者虐待の事例が後を絶たないことについての法人の見解及びそれをふまえ、防止策としてどのようなことを行っているかを記載してください。

ｆ 施設における医療対応について

一定の医療対応が必要な入所者に対し、どの程度まで受け入れが可能かについて記載してください。また、当該医療ケアの実施に伴う職員配置体制等について、具体的に記載してください。なお、職員配置については、別に提出を求めている勤務形態一覧表と整合する内容としてください。また、事業所での対応ができない場合の医療機関への連携等の考え方を記載してください。

ｇ 事故防止対策、事故発生時の対応について

事故の防止に対して具体的に行っている取り組み、及び、発生後の対応方法等についての考え方を記載してください。法人として事故防止のために、特に必要と考えていることについて記載してください。

ｈ 自然災害に対する備え及び果たすべき役割について

自然災害に対して日ごろからどのような備えを行っているか、及び、施設の立地に鑑み、社会資源としてどのような役割を果たすことが具体的に可能と考えているかについて記載してください。

ｉ 業務継続について

感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で、サービスの提供を継続的に実施していくための考えについて記載してください。

j　低所得者に対する配慮について

低所得者に対して配慮している事項があれば記載してください。また、利用料金などを変更する又は既存の広域型特養と増床部分で差を設ける等の予定がある場合は、その内容及び趣旨を併せて記載してください。

k　特別の室料・特別の食事について

特別の室料・特別の食事を予定している場合、その趣旨及び概要について記載してください（予定していない場合はその旨記載してください。）。

l　障害者の処遇についての考え方及び取り組み、障害者に配慮した設計などについて障害のある入所者に対しての処遇についての考え方と取組みや障害者に対し配慮した設計や設備などについて、具体的に記載してください。

m　地域包括ケアへの考え方について

法人として、地域包括ケアにつきどのような考えを持っているかを記載してください。また、その考えに基づき、事業所がどのような役割を果たしていくことを想定しているかを記載してください。

３　注意事項について

（１）　協議書等及び添付書類については、提出後、介護事業者課からの指示があるものを除き、差替えや変更は認めません。図面・資金計画等を含め、提出前に十分に精査を行って変更の必要がないように準備してください（本市各関係課及び関係機関に確認を要する事項については、協議書等の提出前にご確認されるようお願いします。）。

（２）　堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会では、必要に応じてヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査は、法人代表者及び施設長等に対して行います（2 名限定）。実施日時につきましては、応募者に後日連絡します。なお、ヒアリング審査における追加資料の配付、提示や建築模型などの持ち込みは一切認めません。

（３）　別途、必要に応じて調査を行う場合があります。

（４）　審査結果については、全応募者に対して文書で通知します。